

第 1 回

西脇市・黒田庄町合併協議会会議録

と き 平成 1 5 年 1 1 月 1 4 日

と ころ 西脇市民会館中ホール

西脇市・黒田庄町合併協議会

第 1 回西脇市・黒田庄町合併協議会会議録索引		
項目	議 題 名 等	頁 数
報告事項		
報告第 1 号	西脇市・黒田庄町合併協議会規約について	10～16
報告第 2 号	西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議書	
報告第 3 号	西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程について	
報告第 4 号	西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会規程について	
報告第 5 号	西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程について	
報告第 6 号	西脇市・黒田庄町合併協議会事務局規程について	
報告第 7 号	西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程について	
報告第 8 号	平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について	16～17
報告第 9 号	西脇市・黒田庄町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について	17～20
報告第10号	合併協定項目及び協議の方針について	20～22
報告第11号	住民意向調査について	22～26
報告第12号	西脇市・黒田庄町合併協議会スケジュールについて	26～27
協議事項		
協議第 1 号	西脇市・黒田庄町合併協議会会議運営規則について	28～29
協議第 2 号	西脇市・黒田庄町合併協議会会議傍聴規程について	29～31
協議第 3 号	西脇市・黒田庄町合併協議会会議録等閲覧規程について	31～33
事前提案事項		
協議第 4 号	新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について	33～34
協議第 5 号	合併の方式について	34～37
協議第 6 号	合併の期日について	
協議第 7 号	新市の名称について	

第1回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

日時：平成15年11月14日（金）

午前9時15分～

場所：西脇市民会館 1階中ホール

1 開会

2 あいさつ（会長、副会長、北播磨県民局長）

3 委嘱状交付

4 委員自己紹介

5 議事

（1）報告事項

報告第1号 西脇市・黒田庄町合併協議会規約について

報告第2号 西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議書について

報告第3号 西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程について

報告第4号 西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程について

報告第5号 西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程について

報告第6号 西脇市・黒田庄町合併協議会事務局規程について

報告第7号 西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程について

報告第8号 平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について

報告第9号 西脇市・黒田庄町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する
規程について

報告第10号 合併協定項目及び協議の方針について

報告第11号 住民意向調査について

報告第12号 西脇市・黒田庄町合併協議会スケジュールについて

(2) 協議事項

協議第 1 号 西脇市・黒田庄町合併協議会会議運営規程について

協議第 2 号 西脇市・黒田庄町合併協議会会議傍聴規程について

協議第 3 号 西脇市・黒田庄町合併協議会会議録等閲覧規程について

(3) 事前提案事項

協議第 4 号 新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について

協議第 5 号 合併の方式について

協議第 6 号 合併の期日について

協議第 7 号 新市の名称について

6 その他

第 2 回会議の開催日時等について

7 閉会

西脇市・黒田庄町合併協議会会議出席者名簿

区 分	氏 名	出欠確認	備 考
1号委員 (市長・町長)	内 橋 直 昭	出	会 長
	東 野 敏 弘	出	副会長
2号委員 (議長・議員)	清 瀬 英 也	出	
	北 脇 敏 敬	出	
	西 山 勝 敏	出	
	宮 崎 好 史	出	
3号委員 (学識経験者)	神 部 良 夫	出	
	小 林 茂 夫	出	
	浅 田 康 子	出	
	岩 崎 貞 典	出	
	生 田 弘 之	出	
	長谷川 俊 雄	出	
	三 谷 康	出	
	西 村 萬里子	出	
	宮 崎 正 則	出	
	東 野 一 彦	出	
	藤 井 良 己	出	
	西 山 孝 彦	出	
	小 畑 則 幸	出	

西脇市・黒田庄町合併協議会幹事等出席者名簿

区 分	氏 名	備 考
幹 事 長	藤 原 泰 一	黒田庄町助役
副幹事長	來 住 壽 一	西脇市助役
幹 事	遠 藤 隆 義	西脇市企画総務部長
幹 事	芝 本 満	黒田庄町企画振興課長
県 民 局	田 邊 陽 一	北播磨県民局参事

合併協議会事務局職員出席者名簿

職 名	氏 名	備 考
事務局長	内 橋 敏 彦	
事務局長補佐	藤 原 俊 三	
〃	柳 田 みどり	
事務局員	足 立 英 則	
〃	高 瀬 崇	
〃	山 口 英 之	
〃	佃 順 子	
〃	板 場 逸 史	

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p style="text-align: center;">（開 会 午 前 9 時 2 4 分）</p> <p>お待たせをいたしました。それでは、ただいまから第 1 回協議会を開催いたします。本日、司会進行を務めさせていただきます事務局の内橋でございます。よろしくお願いをいたしたいと思います。これから、座らせていただいて進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>恐れ入りますが、携帯電話は電源を切っていただくかマナーモードに切りかえていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。</p> <p>ここで、皆様方にご了承いただきたいことがございます。本日の会議につきましては、傍聴者並びに報道関係者の方がお見えでございます。傍聴関係の規程につきましては、本日会議の中で協議をいただく予定にしておりますが、合併協議会の設置に当たりまして住民の方々に情報を提供し、関心を持っていただくという考えから、会議を公開する方向で検討してまいりました。したがって、本日の会議の冒頭から入場を許可しておりますことと、広報担当者が写真撮影をさせていただきますのでご承いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、机の上にあるマイクは録音のための集音マイクでございます。発言のときは職員がマイクをお持ちしますので、そのマイクで発言をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。</p> <p>本日の会議は、会長を含め全 19 名出席をいただいておりますので、協議会規約第 10 条第 1 項の規定によりまして、定足数を満たしております。会議が成立いたしましたことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会に当たりましてまず会長からごあいさつをいただきたいと思いますと思いますが、先に、皆様方にご報告申し上げます。協</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋会長	<p>議会規約第6条第1項の規定に基づきまして、西脇市及び黒田庄町の長が協議をいたしました結果、会長に内橋西脇市長、副会長に東野黒田庄町長が選任されております。</p> <p>それでは、内橋会長、ごあいさつよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、皆さん、おはようございます。</p> <p>（「おはようございます」の声あり）</p> <p>いよいよ、この第1回の西脇市・黒田庄町合併協議会を開催できる運びとなりました。委員の皆様方には日ごろから多くの分野でご活躍をいただいております、特に忙しい方ばかりでございます。委員としてご就任をいただきまして、心から感謝を申し上げます。</p> <p>さて、この合併協議は西脇市にとりましても黒田庄町にとりましてもふるさとの将来をかけて、重要な課題をご検討いただく場となりました。皆様方の深いこのふるさとを思う心、そして日々のご活躍を通して、夢と希望にあふれる協議をしていただけるものと期待をしているところでございます。</p> <p>皆様もご承知のとおり、この合併問題は紆余曲折となったそれぞれの場面で、いろいろと議論を重ねてまいりましたが、それらの議論を集約してようやく西脇市と黒田庄町との合併に、歴史的な一歩を踏み出すことになりました。このふるさとの将来をかける重要な意義からしましても、またいろいろな議論を重ねてきたことからしましても、本日この第1回目の合併協議会が開催できますこと、大変感慨深く喜んでいるところでございます。事の重大さに、身の引き締まる思いをいたしているところでございます。どうか、皆様方におかれましても、ふるさとの将来を考えるという歴史的な時の流れの中で、ますますご精励賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>さらに、今この地方自治体、大変厳しい財政状況の中で、少子高齢化、また押し寄せる地方分権への対応など、多くの課題に直</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="284 1305 408 1339">事務局長</p>	<p data-bbox="464 315 1342 584">面をいたしております。行政の効率化を図るということは当然の課題でございますが、地方分権の中での自立運営を考えると、私は誇りを持って生きられる地域づくりがテーマであるのではないかというふうに考えております。安心と生きがいの持てる、心温かい地域づくりを進めていきたいというふうに願っております。</p> <p data-bbox="464 607 1342 1279">いよいよ、この西脇市と黒田庄町の新しいまちづくりに向けて協議が始まります。今を生きる私たちが、このふるさとを次の代にどのような型で引き継ぐのか、そのために何をしなければならないのかを考えながら、西脇市と黒田庄町が対等の立場でお互いに尊重し、まちの特性を生かせる協議を進め、次代を担う人たちから有意義な合併であったと評価してもらえるよう、会長として、また副会長の黒田庄町の東野町長さんとともに、誠心誠意務めてまいりたいと存じております。どうか、委員の皆様方にはこのふるさとのさらなる発展に御尽力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、この歴史的に意義ある第1回の協議会に当たっての私のあいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。ありがとうございました。</p> <p data-bbox="496 1305 839 1339">ありがとうございました。</p> <p data-bbox="464 1361 1342 1451">続きまして、東野副会長、ごあいさつをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p data-bbox="272 1485 424 1518">東野副会長</p>	<p data-bbox="496 1485 1078 1518">改めまして、皆さん、おはようございます。</p> <p data-bbox="663 1541 1142 1574">（「おはようございます」の声あり）</p> <p data-bbox="464 1597 1342 1973">第1回の西脇市・黒田庄町の合併協議会を開催することができました。これまでさまざまな議論がある中で、本日を迎えることができました。大変うれしい思いと同時に、住民の方々の不安をどういうふうに取り除いていくのか。また、大きなご期待を寄せていただいているこの合併協議会をどう進めていくのか。そういうふうな点で、19人の皆さん方と一緒に本日からいよいよ合併協議がスタートできることとなりました。大変お世話になること</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>が多いと思いますし、ご苦勞をおかけすることが多々あるかと思いますが、皆さん方のご協力、ご議論を心より最初にお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、本日新聞を開いてみますと、昨日国の方で地方制度調査会の最終答申が出されました。これからの地方分権のあり方をどういうふうにしていくのか。また、旧村や旧地域の組織をどう育てていくのか。さまざまな提言が国の方でもされました。いよいよそれぞれの地域が、そこに住む住民の方々、行政、さまざまな知恵を出し合いながらその地域の特色を出していく、地域の生き残りをかけてこれから進めていかないといけない、そういうふうな大きな時代を迎えたなというように思っております。そういうような点では、ますますこれからは行政主導ということではなくて、住民の方の参画と協働をどういうふうにつくり上げていくのかということが、最終的に地域の特色を出せる方向性だろうというふうに考えています。</p> <p>西脇市・黒田庄町の合併協議が住民の方々のそういうふうな願いに答えて、また新しく踏み出す中で子供たちや孫たちに本当に住みやすくなったな、合併をしてよかったなと、こういうふうに言われるようなまちづくりをぜひつくり上げていきたいなというふうに考えています。</p> <p>未熟者ですが、会長の西脇市長さんをお助けをし、この協議を何とかしてまとめ上げるために、私自身も誠心誠意頑張っていくことをお誓いを申し上げ、皆さん方のご協力を心よりお願いを申し上げます。開会に当たってのごあいさつにかえさせていただきます。本当にお世話になります、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、北播磨県民局長様、一言ごあいさつお願いしたいと思います。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
北播磨県民局長	<p>おはようございます。</p> <p>（「おはようございます」の声あり）</p> <p>県民局長の小畑でございます。本日は、西脇市・黒田庄町の第1回目の合併協議会を開催できますことを、心よりお祝い申し上げます。</p> <p>昨年の6月以降、西脇市・多可郡4町によります調整がいろいろなされてきましたが、結果としまして先ほど会長様からごあいさつにございましたように、1市4町の枠組みが不調となりました。西脇市と多可郡4町につきましてはこれまでから歴史、文化、経済、行政面、いろんな面から密接なつながりがございましたし、また現在も広域行政ということで、ごみ処理であるとか火葬場であるとか消防、いろいろ共同で運営されておりまして、まさに西脇・多可郡4町につきましては、この合併が目指します行政の効率的、また効果的な展開を図るという土壌が既に出来上がっている地域でございます。結果としましては、1市1町での枠組みとなりましたが、県民局としましては地方分権の推進への対応であるとか、またこれから厳しくなります財政状況の対応など、当協議会に対しまして、財政面、また新都市建設計画策定が今後予定されておりますが、できるだけバックアップができればと思っております。</p> <p>それから、今月26日に開かれます県の合併支援本部会議というのがございますが、これに対しましてこの地域を合併支援地域に指定すべき今事務を進めているところでございます。そのような状況でございますので、これからもよろしくお願ひしたいと思っております。簡単ではございますが、本日の第1回目の合併協議会、本日はおめでとうでございます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次に委嘱状の交付に移らせていただきます。清瀬委員さんの方から順に、会長が皆様方の席をお回りをして委嘱状を</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>交付させていただきます。恐れ入ります、2人目からは時間の都合上、お名前のみで失礼させていただきますけど、よろしくお願いをしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（委嘱状交付）</p> <p>それでは、自己紹介に移らせていただきますが、去る11月10日に3号委員さんには委員研修会で自己紹介をいただきましたが、本日が第1回目でございます。ごく簡単で結構でございますので、合併への思い等も添えていただいたらありがたいわけでございますが、自己紹介をお願いをいたしたいと思っております。恐れ入りますが、西脇市の清瀬委員さんからお願いをいたします。</p>
事務局長	<p style="text-align: center;">（自己紹介）</p> <p>ありがとうございました。それでは、早速でございますが、議事に移りたいと思っております。会議次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いをします。なお、会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規定によりまして会長が務めることになっております。</p>
内橋議長	<p>それでは、内橋会長よろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、協議会規約に基づきまして、ただいまから会議の議長を務めさせていただきます。座ってでございますが、ひとつよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>では、早速議題に移らせていただきますが、この協議会は事務局におきまして会議録を作成することといたしております。したがって、その際、どなたの発言かを明確にする必要がございますので、大変恐縮でございますが発言のときは、ひとつお名前を先に言っていただいてからお願いをいたしたいと思っております。</p> <p>それでは、議事の1、報告事項に入らせていただきます。まず、報告第1号「西脇市・黒田庄町合併協議会規約について」から、報告第7号「西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程について」まで、関連がございますので、一括して事務局より説明をいたしま</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>すので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明を申し上げます。少し長くなりますがご容赦をいただきたいと思います。</p> <p>まず、「報告事項」というような表紙をつけております資料の1ページをお開きいただきたいと思いますが、報告第1号「西脇市・黒田庄町合併協議会規約」でございます。</p> <p>2ページ目から、第1条は地方自治法・合併特例法の規定により設置する法定協議会の性格を定義しております。市議会・町議会に提案を申し上げ、11月5日に両議会で議決をいただいたものでございます。</p> <p>第2条では、名称でございます。「西脇市・黒田庄町合併協議会」と定めております。</p> <p>第3条では、協議会の担任する事務を定めております。合併に関する協議、これは本日後ほど合併協定項目に対する協議をいたします。第2項の市町村建設計画作成は、合併後の新しいまちづくり計画とその計画に盛り込まれたものについて、国の財政支援が得られることができます。</p> <p>第4条は、協議会の事務所は西脇市に置く。</p> <p>次に、5条でございますが、組織については協議会の会長、副会長、委員により組織するものです。</p> <p>第6条は、会長、副会長選任方法で、市町が別途協議に付し選任する旨を定めております。</p> <p>第7条は、委員となるべきものの範囲を定めおまして、第1号として両市町長を、第2号に両市町の議会の議長様及び議会の選出委員様1名、そして第3号に両市町長が協議をして定めた学識経験を有する者、14名以内とし、実際には両市町の住民代表委員10名、両市町共通委員として3名を選出をいただきました。第1号、第2号、第3号合わせまして19名で構成をいただいております。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>第 8 条には、会長、副会長の職務を定めております。会長は会議を代表し、会長に事故あるとき、欠けたときは副会長が職務を代理することとしております。</p> <p>第 9 条は、会議について定めております。第 1 項で、会議は会長が招集し、第 2 項で委員の 3 分の 1 以上の者から請求があったときは会議を招集しなければならないこと。第 3 項で、日時、場所、付議事項はあらかじめ通知すること。第 4 項で、説明や助言のため委員以外の者の出席を求めることができると定めております。</p> <p>第 1 0 条は会議の運営で、第 1 項に会議の成立は委員の 3 分の 2 以上の出席がなければならないこと。第 2 項で、議長には会長が当たること、第 3 項では会議の運営については協議会に諮って決めることとし、このことにつきましても後ほど協議の第 1 号の協議会会議運営規程でご協議いただくとお思います。</p> <p>第 1 1 条は、小委員会の規定で、協議会が担任する事務の一部について、調査・審議を行うため、小委員会を設置する旨を定めております。また、その内容につきましても協議会の会議において決定をすることになっております。</p> <p>第 1 2 条は、幹事会の規定で、協議会に提案する必要な事項について協議または調整するため幹事会を設けております。この幹事会は、事務レベルの最高調整機関として規定しております。組織、運営方法の決定は会長の専決事項としております。これにつきましては、報告第 2 号協議会幹事会規程に定めておりますので、後ほど説明をいたします。</p> <p>第 1 3 条は、事務局の規定でございます。協議会に事務局を置き、職員は両市町の長が協議をして定めた者を充てております。</p> <p>第 1 4 条は、経費は両市町が負担すること。</p> <p>第 1 5 条で、協議会の監査は会長の属する市、西脇市の監査委員に委嘱をしております。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>第16条は財務に関することで、協議会の予算、現金の出納等は会長の属する市の例により、会長が定めるところでございます。</p> <p>第17条は、委員等に対する報酬及び費用弁償を支払うこととしており、委員以外の者にも出席を求めるときは費用弁償を支払うものでございます。</p> <p>18条は、協議会の解散の場合の措置を、第19条には補則として協議会について必要な事項は、会長がこの会議に諮り定めることとしております。</p> <p>続きまして、報告第2号「西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議書」でございます。ご報告申し上げます。ページは4の2でございます。</p> <p>この協議書は、西脇市・黒田庄町合併協議会規約に規定する内容について詳細を定めたものであります。まず、第1条は事務所は西脇市生涯学習まちづくりセンター内に置くこと、第2条で4の3ページでございますが、別表第1のとおり会長に西脇市長、副会長に黒田庄町長を選任しております。</p> <p>第3条で学識経験を有する委員は、別表第2にあるとおり、両市町長が協議をして定めていただきました。</p> <p>第4条で、委員の代理についてでございますが、基本的に委員さんは個人で選任されており、代理行為はなじまず、代理出席は認めないものというものでございます。ただし、市長、町長、議長さんについては、事故あるとき、また欠けたときに限り、また、北播磨県民局長さんにつきましては代理出席を認めるといたしております。</p> <p>第5条でございます。協議会の経費は、両市町で均等割りをしております。</p> <p>第6条で、監査委員は別表第3のとおり、西脇市の監査委員を充てる。</p> <p>第7条で、規約の施行日は協議会設置日の11月7日に、第8</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>条で内容の変更は変更協議書を交わすこと。</p> <p>第9条で、定めのない事項につきましては、両市町の長が協議をして定めることといたしております。</p> <p>第10条で、この協議は協議会の解散のときに効力を失うと規定しております。</p> <p>次に、5ページをごらんいただきたいと思います。西脇市・黒田庄町合併協議会の幹事会規定についてご報告申し上げます。幹事会の規定は、合併協議会規約の12条第2項の規定に基づき、幹事会組織及び運営について定めるものでございます。幹事会の所掌事務につきましては、第2条で規程しておりまして、合併協議会に提案する事項について協議、また調整するものでございます。</p> <p>幹事会の幹事につきましては、7ページの別紙に定めておりますとおり、両市町の助役様、収入役様、教育長様、そして企画担当課長で構成をし、幹事長には黒田庄の藤原助役様を、副幹事長には西脇市の来住助役様を選任しております。</p> <p>次に、資料8ページをごらんいただきたいと思います。報告第4号「西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程について」ご説明を申し上げます。本規程につきましては、幹事会規程6条の2項の規定に基づき、幹事会に専門部会を設置するに当たり、その組織運営等について定めております。</p> <p>専門部会の所掌事務といたしましては、合併協議会規約第3条に規定いたしております市町村の建設計画の作成や、合併に関し必要な事項について専門的に検討・調査をするものでございます。10ページに別表をつけておりますが、総務・企画部会、税務部会等、7つの専門部会を設けることといたしておりまして、その委員は両市町の担当課長等といたしております。</p> <p>次に、資料11ページをごらんいただきたいと思います。報告第5号でございます。「西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>程について」ご説明申し上げます。この規程につきましては、今の専門部会設置規程の7条の規定に基づき、専門部会に分科会を設置するものでございます。分科会の所掌事務といたしましては、専門部会長の指示を受けまして、合併協議会規約第3条に規定しております事項について、さらに専門的に検討調整するものでございます。13ページに別表をつけておりますが、34の分科会を設けております。この職員は担当の課長補佐、主査等といたしております。</p> <p>次に、資料14ページをごらんをいただきたいと思います。報告第6号「西脇市・黒田庄町合併協議会事務局規程について」説明申し上げます。この規程は、合併協議会の事務局の設置に関して必要な事項を定めるものでございます。</p> <p>第2条で協議会事務局の所掌事務を、第3条で資料17ページの別表第1のとおり、総務調整係、計画調整係の2つの係を設けることといたしております。</p> <p>第4条で、職員の職務を、第5条で会長の決裁事項を、第6条で事務局長の専決事項を規定しております。</p> <p>第7条の公印の取り扱い、第8条の文書の取り扱い、第9条の職員の職務、いずれも会長の属する市町の例によるとしております。</p> <p>次に、資料19ページをごらんをいただきたいと思います。報告第7号「西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程について」ご説明を申し上げます。</p> <p>この規程は、協議会の財務について必要な事項を定めるものでございます。第3条で、予算の編成につきましては毎年度開始前に協議会の承認を得るものとするがありますが、今年度は協議会が設置された年でありますことから、本日、次にご報告し承認を求めるものでございます。</p> <p>第4条は、予算の補正について、第5条は歳入歳出の区分につ</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
内橋議長	<p>いての規程で、次のページの別表のとおりとしております。</p> <p>第6条は、出納及び現金の保管、第7条は出納員の規程でございます。</p> <p>第8条では、決算の調製について規定しております。</p> <p>以上、報告第1号から第7号までご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号から報告第7号までの説明が終わりました。ただいまの報告につきましては、この協議会の設置に必要なこの規約、協議書、規程でございます。既に両市町の協議によりまして決定させていただいたものでございますが、ご質問等がございましたらお受けいたしたいと思っております。何かございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、報告第1号から報告第7号までは、これで終わらせていただきます。</p>
事務局長	<p>続きまして、報告第8号「平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算」について事務局より説明願います。</p> <p>資料22ページをごらんいただきたいと思っております。報告第8号「平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算」についてご説明申し上げます。24ページ第1表において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,220万2,000円としております。</p> <p>恐れ入ります。予算説明書28ページをごらんをいただきたいと思っております。最初に歳入でございますが、第1款分担金及び負担金につきましては、1,220万円を計上しております。両市町各610万の負担をお願いするものでございます。</p> <p>第2款諸収入につきましては、預金利息2,000円で、合計1,220万2,000円を計上しております。</p> <p>次に、歳出でございますが第1款第1項総務管理費につきましては247万3,000円を計上しております。事務局費として消耗品費、通信運搬費や臨時職員雇用負担金が主なものでございます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="285 1070 405 1102">内橋議長</p>	<p data-bbox="466 315 1339 461">30ページの第2項、事業推進につきましては、957万9,000円を計上しております。そのうち、1目協議会費は委員の報酬や会議録の作成委託料が主なものでございます。</p> <p data-bbox="466 490 1339 577">2目調査研究費は新市の建設計画、事務事業一元化の業務委託料が主なものでございます。</p> <p data-bbox="466 607 1339 752">3目広報費は、協議会の広報誌発行やホームページの作成に係る費用が主でございます。そして、第2款で予備費15万円を計上しております。</p> <p data-bbox="466 781 1339 869">歳出合計は1,220万2,000円で、歳入歳出同額の計上でございます。</p> <p data-bbox="466 898 1339 1043">以上、報告第8号「平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算」について承認を求めるものでございます。よろしく願いをいたします。</p> <p data-bbox="466 1072 1339 1279">報告第8号「平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算」についての説明が終わりました。ただいまの、報告第8号についてご質問等お受けしたいと思っております。何かございませんでしょうか。</p> <p data-bbox="466 1308 1339 1453">ないようですので、報告第8号「平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算」について報告のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p data-bbox="735 1482 1066 1514">(「異議なし」の声あり)</p> <p data-bbox="466 1543 1339 1688">はい、ありがとうございます。異議がないようでございますので、報告第8号「平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算」については報告のとおり承認をいたします。</p> <p data-bbox="466 1718 1339 1863">続きまして、報告第9号「西脇市・黒田庄町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について」事務局より説明願います。</p>
<p data-bbox="285 1888 405 1919">事務局長</p>	<p data-bbox="466 1888 1339 1975">資料32ページをごらんいただきたいと思っております。報告第9号「西脇市・黒田庄町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関す</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>る規程について」のご説明を申し上げます。</p> <p>本規程は、協議会の規約第17条3項の規定に基づき、協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。</p> <p>第2条は、委員の報酬額は日額7,800円と定めております。ただし、会長、副会長、県民局長様には報酬は支払わないものでございます。</p> <p>第3条は、費用弁償について規定しております。協議会の委員が出張した場合の費用弁償について、会長の属する市町の例により旅費を支給するといたしております。</p> <p>第4条は、支給方法でありまして、その支給につきましては会長の属する市町の規定によるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、報告第9号「西脇市・黒田庄町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について」説明が終わりました。ただいまの報告第9号について、ご質問等お受けいたしたいと思えます。何かございませんでしょうか。何かございませんか。</p>
西山(勝)委員	議長。
内橋議長	はい、西山委員。
西山(勝)委員	<p>西脇市議会の西山でございます。日額の検討につきまして、どのような根拠で算定されたかお願いします。</p>
事務局長	議長
内橋議長	はい、事務局から。
事務局長	<p>議長済みません。事務局からです。規程等を含めまして西脇市の例によるという規約ができておりますので、西脇市の金額を適用させていただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
西山(勝)委員	<p>西脇市の例によるということなんですけども、ちなみに黒田庄の規程は幾らになっとるんでしょうか。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	事務局。
事務局長	議長。事務局でございます。8,000円だと聞いております。
西山(勝)委員	議長。
内橋議長	はい、西山委員。
西山(勝)委員	<p>そしたら、今後いろんな対比をする場合に、この安い方、今回この7,800円で安い方ですね。安い方を絶えずとっていくという方針になっちゃうんじゃないかなとか、今後のいろんな決め事において上下があると思うんですが、高い安いとか、そういうときにこういうことを初めに決めちゃうと、まあこれはこれでいいんだけど、その方式によって低い方をずっととっていくのかなということを懸念されるんですけども、その辺はいかがでしょうか。</p>
事務局長	<p>議長、済みません。これは事務局の判断なんですけど、とりあえずこの規約につきましては両市町長に調整をいただいて、会長の市町の規程を設けようかという中で、とりあえず西脇市の例をとらせていただいた。あとは事務の一元化等につきましては、今説明しましたように専門部会、それから分科会等で協議をしております。これと当てはまらないような形で幹事会に声が上がってくると思います。そのとき、またご指摘いただいて、ご指導賜りたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
内橋議長	はい、どうぞ。
北脇委員	黒田庄議会の北脇ですけども、8,000円で合っておりますか。もっと安いのでは。はい、了解しました。
内橋議長	<p>ほかにご意見ありませんでしょうか。ほかにはないようですので、報告第9号「西脇市・黒田庄町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について」原案のとおり決定をさせていただいてご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>はい、ありがとうございました。原案のとおり決定をさせていただきます。</p> <p>それでは、続きまして報告第10号「合併協定項目及び協議の方針について」これも事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第10号「合併協定項目及び協議の方針について」ご説明申し上げます。資料の36ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>1の協定項目の内容としまして、大きく3つに分類しております。基本的な協定項目として5項目、合併特例法に規定する協定項目として4項目、その他必要な協定項目として13項目、また22番目の事務事業の取り扱いにつきましては、さらに細分化をして22項目、そして39ページの最後にあります新市の建設計画に関する協定項目を加えて協議してまいりたいと考えております。</p> <p>また、この協定項目につきましては、先進事例を参考にしながら選定しておりますが、この協議の中で必要な項目が出てきました場合には、追加、又は変更することも可能でございます。協定項目ごとに今後ご協議いただく項目の基本的な内容について記述しておりますが、1の合併方式、2の合併期日、3の新市の名称、4の新市の事務所の位置につきましては、基本4項目として最も重要なものとして位置づけられております。</p> <p>本日は、早速1番目から3番目までの項目について提案を申し上げ、第2回協議会においてご協議をいただきたいと予定しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。</p> <p>また、資料40ページに示しておりますが、協議の方針につきましては一般的に合併協議を進める上での基本原則といわれるものを記載しております。</p> <p>合併協議は、これら基本6原則を踏まえて行うことが必要とされておきまして、当協議会におきましてもこの6原則を基本に今</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>後ご協議をいただきたいと考えております。</p> <p>3の、事務事業のすり合わせの基本的な区分といたしましては、中段以降で記述しておりますとおり、両市町が実施しているすべての事務事業に対し現行どおりとするか、一元化し統合又は再編するか、あるいは廃止するかという調整方針をご協議いただきたいと考えております。</p> <p>以上、報告第10号「合併協定項目及び協議の方針等について」ご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。</p>
内橋議長	<p>報告第10号「合併協定項目及び協議の方針等について」説明が終わりました。ただいまの、報告第10号についてご質問等お受けしたいと思えます。何かございませんでしょうか。</p>
東野委員	議長。
内橋議長	はい、どうぞ。
東野委員	<p>東野一彦です。事前に目を通させていただいてきましたが、大変重要な事が記載されているようです。もう少し詳しく説明をいただかせませんか。</p>
事務局長	議長。
内橋議長	事務局。
事務局長	<p>きょうはとりあえず形のご承認をいただいて、心の準備といたしまして十分事前に提案させていただいて、もっと触れたいと思えます。今日は、とりあえず組織的なものを説明させていただき、後にまた説明させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
内橋議長	よろしいでしょうか。
東野委員	はい。
内橋議長	ほかに何かご質問ございませんでしょうか。
	(「なし」の声あり)
	ないようですので、報告第10号「合併協定項目及び協議の方

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>針等について」報告のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>ありがとうございます。異議がないようでございますので、報告第10号「合併協定項目及び協議の方針について」は、報告のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、報告第11号「住民意向調査について」事務局より説明願います。</p> <p>報告第11号「住民意向調査について」ご説明申し上げます。会議資料42ページをごらんいただきたいと思います。この調査の目的でございますが、両市町の住民の生活実態や新市の将来像についての住民意識を把握するとともに、新市のまちづくり計画を策定する基礎データとして活用するために実施するものでございます。対象者は、両市町に在住する高校1年生相当年齢以上から、合計4,000人を無作為に抽出して実施をします。新市まちづくり計画に、この意向調査を反映させていくために、早急に調査を実施する必要があるために、11月7日に発送を済ませておりました、11月21日が投函の締め切りとしております。</p> <p>44ページから51ページがアンケートの内容となっております。この調査結果は、2回目の12月に開催する協議会で中間報告を行い、1月に開催する協議会で最終結果を報告する予定でございます。</p> <p>以上、簡単でございますけれども承認を求めます。よろしく願いいたします。</p>
内橋議長	<p>報告第11号「住民意向調査について」説明が終わりました。ただいまの報告第11号について、ご質問等お受けしたいと思います。何かございませんでしょうか。</p>
宮崎(正)委員	議長。
内橋議長	はい、どうぞ。

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>宮崎(正)委員</p> <p>事務局長</p> <p>内橋議長</p> <p>事務局長</p>	<p>済みません。黒田庄町の宮崎です。住民意向調査に関してですが、第1回目はこういう形で実施されたんですが、今後の予定等を、調査内容に関しての検討等はどういうふうになされるかをお願いします。</p> <p>議長。</p> <p>事務局。</p> <p>調査内容の検討でございますが、8月12日に研究会を設置をいただきまして、そこにお見えいただいている助役さんを先頭に研究会の中で事務局でいろいろ検討しました。それを、コンサルに委託をいたしまして、コンサルの中で先進地だとかマニュアルを調整をしてこの内容をコンサルから提示をいただきました。それを、幹事会の中で調整いたしまして事務局レベルで承認を得て、最終研究会の段階で承認を得て、この内容決定をいたしました。対象者につきましても、こういう年齢なんですけど、コンサルサイドに知恵を借りましてここはやっていくと。以上でございます。</p> <p>内容は、今後の予定といいますのはこういう形の、この後でも触れるんですけども、こういう結果に基づきまして1月に結果を報告させていただいて、そこで上がってくる中で新市のまちづくり計画において、そういう内容が出てきました中で、一方で新市計画をつくりますので、そこへこの結果を含めて計画をしています。それを受けまして、住民説明会への資料という形にさせていただいた、住民説明会の中で、またこのアンケート以外の意見が出てくれば、訂正をしてこの場で協議をいただくという形で、まず基礎的なアンケートを住民意向調査をするという段階でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮崎(正)委員</p>	<p>議長。</p>
<p>内橋議長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>宮崎(正)委員</p>	<p>具体的に、このアンケート内容をちょっと配付されてる方から</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>見させていただいて、実際ちょっと一緒に携わせてもらったものですが、重要な項目の中で2つ丸をつけなさいとか、そういう状態で択一されていたんです。例で言いましたら、仮に6つ重要なものが考えられるのに、そのうち2つに丸をつけなさいと限定されていたところが大分あったんですが、その辺のことをもう少し、重要なものは6つあると判断してる中でも2つしか拾えないようなところがありましたので、この調査内容というのが、本当に意に沿うたものになるかどうかというのがちょっと疑問視されてるところもありますんで、内容検討の方法を、できればまたご検討いただいたらと思います。</p>
事務局長	議長、済みません。
内橋議長	事務局。
事務局長	<p>多分、47ページ、48ページの中でのことだと思うんですけども、幹事会の中でそういう意見が出ました。ただ、ここに挙げた項目的に12ある場合が3つで、あと6つの中から選ぶ場合は2つという、こういう選別をしています。</p> <p>おっしゃるように、もっとたくさん丸を入れたいことがあるであろうということになると思うんですけど、これは統計上こういう手法がいいというように、コンサルの方から指導いただきましたので、6つほどの議題については2つ以内、10ほどの場合には3つ以内というような形で丸をいただくということで、統計上こういう具合にさせていただきましたので、よろしく願いします。</p>
内橋議長	はいどうぞ。
宮崎(正)委員	今回、こういう形で理解できるんですが、内容検討の余地があるのではないかとということだけご提案したいと思います。
内橋議長	今後の内容、アンケート実施の場合、特に内容等というのはまたこの協議会の中でこれから出てくる問題、アンケート等についてはまた内容等は議題としていきたいというふうに思っております。

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
西山(孝)委員	<p>す。</p> <p>ほかに住民意向調査につきまして何か。はいどうぞ。</p> <p>西脇青年会議所の西山でございます。この調査結果のコンサルが取りまとめた後とありますが、このコンサルタント、もし決まっておりますら名前を公表とかしていただけたら。よろしくお願ひします。</p>
事務局長	議長。
内橋議長	はい。
事務局長	パシフィックコンサルタントでございます。以上でございます。
内橋議長	よろしいでしょうか。
西山(孝)委員	もう少し詳しい内容をお聞かせ願ひたいと思います。どちらのどういった団体のという。
内橋議長	事務局。
事務局長	議長済みません。ちょっと事務局今調べておりますので、わかり次第報告させていただきますので、よろしくお願ひいたします。
内橋議長	それじゃ、ほかに何かこの意向調査についてのご意見ございませんか。
幹事長	<p>済みません。幹事長をさせてもらっておる藤原でございます。ちょっと後ほど事務局の方から日にちなり業者名はまた後ほど報告があると思うんですが、合併の問題を手がけているコンサル8社を選定をいたしまして、そして8社の中身、計画、内容等につきまして幹事会の中で1社ずつ事情聴取をいたしました。そして、最終的には金額的なものも提示をいただきました。</p> <p>そういった中で審査員が投票をして、その中で決定をさせていただきました。局長の方からその他については報告をさせていただきます。</p>
事務局長	<p>本社は東京の会社でございます。パシフィックコンサル株式会社でございます。建設、測量関係で約1,500の従業員ということで、県下でも7カ所の新市計画をとられております。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="285 371 405 405">内橋議長</p> <p data-bbox="285 898 405 931">事務局長</p>	<p data-bbox="496 315 746 349">以上でございます。</p> <p data-bbox="467 371 1339 521">ほかに何かございませんか。ないようですので、報告第11号「住民意向調査について」報告のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p data-bbox="735 546 1066 580">(「異議なし」の声あり)</p> <p data-bbox="467 604 1339 754">はい、ありがとうございました。異議がないようですので、報告第11号「住民意向調査について」は報告のとおり承認いたします。</p> <p data-bbox="467 779 1339 873">続きまして、報告第12号「西脇市・黒田庄町合併協議会スケジュールについて」事務局より説明願います。</p> <p data-bbox="467 898 1339 1048">それでは、報告第12号「西脇市・黒田庄町合併協議会スケジュールについて」ご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料の53ページをごらんをいただきたいと思います。</p> <p data-bbox="467 1072 1339 1456">合併協議会の協議につきましては、どのような内容をどのような方法でどの時期に行うか、また合併時期をいつにするかにつきましては、今後この協議会でご協議、ご検討いただく事柄でございますが、合併特例法の期限内であります平成17年3月までの合併を想定する中で、事務局で作成をいたしましたスケジュールをお示しし、進めさせていただいております。このような中で、協議会の会議は平成16年9月までを予定しております。</p> <p data-bbox="467 1480 1339 1686">新市のまちづくり計画策定につきましては、住民意向調査を今年中に行い、16年3月には構想の素案、4月には計画の骨格について作成し、5月に住民説明会を開催してまいりたいと考えております。</p> <p data-bbox="467 1711 1339 1861">この住民説明会を通じて出されましたご意見等を計画の中に反映をさせ、協議会でご承認をいただき、16年6月に原案を作成し、県との事前協議に入りたいと考えております。</p> <p data-bbox="467 1886 1339 1980">また、事務事業一元化につきましては、1,600を超える事務事業について整理をし、調整協議案を協議会に提案し、16年9</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>月を目途に方針を決定していただきたいと考えております。</p> <p>協議会でこの最終確認をいただいた後、9月には両市町による合併協定書に調印を行い、合併議案を両市町の議会に提案してまいりたいと考えております。そして、上段に縦書きで示しております国・県への手続きを踏んでいきたいと考えておるところでございます。</p> <p>なお、協議会でご協議いただいた事項につきましては、協議会だより、あるいはホームページ等で住民の皆様にお知らせをしてみたいと考えております。</p> <p>以上、報告第12号「西脇市・黒田庄町合併協議会スケジュールについて」報告し、承認を求めます。よろしく願いいたします。</p> <p>報告第12号「西脇市・黒田庄町合併協議会のスケジュールについて」説明が終わりました。ただいまの報告第12号につきまして、ご質問がございましたらを受けたいと思います。何かございませんか。</p> <p>ないようですので、報告第12号「西脇市・黒田庄町合併協議会スケジュールについて」報告のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>はい、ありがとうございます。異議がないようでございますので、報告第12号「西脇市・黒田庄町合併協議会スケジュールについて」は報告のとおり承認いたしました。</p> <p>以上、報告事項が終了いたしました。ここで10分間ちょっと休憩をいただきたいと思いますが、10時55分から再開をさせていただきますということでよろしく願いします。</p> <p style="text-align: center;">午前 10時48分 休 憩 午前 10時58分 再 開</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>それでは、皆さんおそろいでございますので、会議を再開いたします。</p>
事務局長	<p>それでは、2番目の協議事項に入らせていただきます。協議第1号「西脇市・黒田庄町合併協議会の会議運営規程について」事務局より説明願います。</p> <p>「協議事項」という表紙をつけております資料の、1ページをごらんをいただきたいと思います。協議第1号「西脇市・黒田庄町合併協議会会議運営規程について」ご説明を申し上げます。</p> <p>この会議運営規程は、規約第10条3項の規定に基づきまして、会議の運営方法を定めようとするものでございます。第2条でございますが、会議は原則公開といたします。今後、会議を進める中でいろんな状況が予想されますことから、出席委員の3分の2以上の方の賛同がある場合は、公開しないこととしております。</p> <p>第3条では、議長は迅速かつ能率的な運営に務めるものとし、委員は会議の円滑運営、議事運営に協力しなければならないとしております。</p> <p>第4条2項で、議長は会議録に署名する委員を2名指名することといたしております。その議事が決定された場合、議長より指名をさせていただきたいと存じます。第3項では、委員は議長の許可を得た後、発言をするものとしております。</p> <p>第5条では、会議の議事は出席委員の3分の2以上の賛成をもって決することとしております。採決をとる場合には、挙手、また投票を求め、結果を宣言することといたしております。</p> <p>第6条で、会議は傍聴できること、第7条は会議録の調製に関する事項でございます。</p> <p>第8条は、会議録の公開に関し、前条の規定により調製された会議録並びに会議に付した資料、会議資料及び付属資料は公開することとしております。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>第9条は、規律に関するもので、1項では何人も会議中みだりに発言をし、さわぎ、その他議事の妨害となる言動についてはしてはならない。第2項では、会議場において資料、新聞紙、文書等を配付するときは、議長の許可を得なければならないとしており、4ページに会議録の様式をつけております。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p> <p>協議第1号「西脇市・黒田庄町合併協議会会議運営規程について」説明が終わりました。</p> <p>ただいまの協議第1号について、ご質問等お受けしたいと思えます。何かございませんでしょうか。</p> <p>ないようでございますので、協議第1号「西脇市・黒田庄町合併協議会会議運営規程について」原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>はい、ありがとうございます。異議がないようでございますので、協議第1号「西脇市・黒田庄町合併協議会会議運営規程について」は原案のとおり決定いたしました。ありがとうございます。</p> <p>会議運営規程が決定されましたので、ここで本日の会議録署名委員について、まことに恐縮ですが、2名の委員さんを指名させていただきたいと思えます。西脇市の神部良夫委員、黒田庄町の長谷川俊雄委員をお願いしたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局長	<p>次に、協議第2号「西脇市・黒田庄町合併協議会会議傍聴規程について」事務局より説明願います。</p> <p>はい議長。協議第2号「西脇市・黒田庄町合併協議会会議傍聴規程について」ご説明を申し上げます。資料の6ページをごらんいただきたいと思えます。</p> <p>この規程は、先ほど会議運営規程の6条第2項の規定に基づきまして、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものでございます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>第2条では、傍聴席は一般席と報道関係者席に区別するものとしております。</p> <p>第3条で、傍聴人の定員は会場の規模により調整すること。</p> <p>第4条は、傍聴の手続を定めるもので、傍聴受付簿に必要な事項を記入しなければならないこととしております。</p> <p>第5条では、会議の予定時刻の15分前において傍聴証を交付し、希望者が定員を超えるときはくじ引きで傍聴人を決する旨を定めるものでございます。</p> <p>第6条は、傍聴席に入ることのできないものにつきましては、第1項で1号から8号のいずれかに該当するものとしております。また、第2項では児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでないとしております。</p> <p>第7条では、傍聴席において傍聴人の守るべき事項として、第1号から第6号まで規定しております。</p> <p>第8条では、報道関係者を除く傍聴人は傍聴席において写真・映画等の撮影、録音等をしてはならないこと。</p> <p>第9条では、傍聴人はすべて協議会事務局職員の指示に従わなければならないこと。</p> <p>第10条は、傍聴人は会議を公開しない決定があるとき、速やかに退場しなければならないとしております。</p> <p>第11条は、違反に対する処置として、傍聴人がこの規程に違反するときは議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができるとしております。</p> <p>また、8ページから様式第1号及び2号で、傍聴受付簿を、様式3号で傍聴証を示しております。</p> <p>以上、よろしくお願いたします。</p> <p>協議第2号「西脇市・黒田庄町合併協議会会議傍聴規程について」説明が終わりました。ただいまの協議第2号について、ご質</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
宮崎(好)委員	問等お受けいたしたいと思います。何かございませんでしょうか。
内橋議長	議長。
宮崎(好)委員	はい、どうぞ。
宮崎(好)委員	黒田庄議会の宮崎です。傍聴人のことに関して、資料提供になるわけですが、先ほどの玄関を見れば、議事進行の案内が1枚、資料提供という形であったと思うんですけど、もう少し詳しい資料をいただきたいというような意見を耳にしておるんですが、そこをどう考えておられるのか、お願いします。
内橋議長	はい事務局。
事務局長	事務局です。傍聴人さんのお見えになったときは、とりあえず次第書をお渡しします。そしてあと会議録等を公開しており、会議録の公開をしておりますので、その会議録の写しは有料で配布するというようにしております。傍聴人さんに対してはそういう形で進めたいと思います。以上でございます。
内橋議長	ということは資料提供も一緒やね。
事務局長	議長、済みません。公開条例の中で触れますので、この会議資料としてお配りしたのものについては、全部公開しておりますので、この公開、閲覧場所で傍聴人の方は手に入れることができるというようにしております。以上でございます。
内橋議長	よろしいでしょうか。
宮崎(好)委員	はい、わかりました。
内橋議長	ほかにご質問、ご意見ございませんか。ないようでございますので、協議第2号「西脇市・黒田庄町合併協議会会議傍聴規程について」原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ありがとうございました。異議がないようでございますので、協議第2号「西脇市・黒田庄町合併協議会会議傍聴規程について」は、原案のとおり決定いたしました。 次に、協議第3号「西脇市・黒田庄町合併協議会会議録等閲覧

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>規程について」事務局より説明を願います。</p> <p>議長済みません。協議第3号でございます。「西脇市・黒田庄町合併協議会会議録等閲覧規程について」ご説明を申し上げます。この規程は、会議運営規程第8条第3項の規定に基づきまして、会議録及び会議に提出された文書の閲覧に関し、必要な事項を定めるものでございます。</p> <p>第2条につきましては、何人も会議録の閲覧を請求することができるものとしております。</p> <p>第3条では、閲覧に供する会議録等につきましては、文書の写しとし、会議に提出された文書につきましてはこの限りではないとしております。第2項につきましては、個人に関する事項、会議の公平な運営に支障を及ぼす恐れのある場合は、閲覧に供しないことができるとしております。</p> <p>第4条では、閲覧のできる場所は協議会の事務局、構成市町の指定する場所として、時間は勤務時間内としております。</p> <p>第5条では、閲覧者は会議録をほかに写すことができるものとし、第2項において写しを希望する場合は作成に要する費用を負担するものとしております。</p> <p>13ページに、閲覧申出書をお示ししております。よろしくお願いをいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
内橋議長	<p>協議第3号「西脇市・黒田庄町合併協議会会議録等閲覧規程について」説明が終わりました。ただいまの協議第3号について、ご質問をお受けいたしたいと思っております。何かございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p> <p>ないようですので、協議第3号「西脇市・黒田庄町合併協議会会議録等閲覧規程について」原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>はい、ありがとうございました。異議がないようでございますので、協議第3号「西脇市・黒田庄町合併協議会会議録等閲覧規程について」は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、協議事項については終了をいたしました。</p> <p>続きまして、(3)番の事前提案事項に入らせていただきます。この事前提案事項につきましては、今回は提案説明をさせていただき、次回に意見等をいただき、協議することとさせていただきますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、協議第4号新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について事務局より説明願います。</p> <p>はい議長。それでは、協議第4号新市建設計画「新市まちづくり計画」の策定について提案説明を申し上げます。「事前提案事項」という表紙の会議資料2ページをごらんいただきたいと思います。新市まちづくり計画の策定方針について、計画の概要として合併後の新市がどのようなまちづくりを進めていくかを決めていくものであり、地域住民の将来にビジョンを示す大切なものであるとしております。また、合併特例法に定められている合併特例債などの財政支援を受けるためにも、この計画に事業計画として位置づけておく必要があります。3ページの「計画策定方針」として、</p> <p>両市町の既存の各種計画、住民意向調査を十分に踏まえ、両市町の速やかな一体性を確保し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上に資すること。</p> <p>将来を展望した長期的な視野に立つこと。</p> <p>健全な財政運営に裏づけられた着実なものであること。</p> <p>期間は、合併後おおむね10年間、財政計画については15年間を見据えたものとしています。</p> <p>財政計画は、地方交付税や合併特例債などの財源を過大見積り</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>することなく、健全な財政運営が行われるよう配慮すること。 新市の進むべき方向の内容は、合併後に策定される総合計画に委ねることとしております。</p> <p>5 ページに、計画の構成・内容、6 ページに計画策定の体系図を記載しておりますので、お目通しをよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>7 ページの策定スケジュールでございますが、平成16年4月に計画の素案に修正を加え、概要版の作成ができましたら住民説明会で住民の皆さんにお示しする予定にしております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>協議第4号新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について説明が終わりました。協議第4号について、ご意見等につきましては次回にお願ひをしたいと思います。今日のこの資料についての質問があればお受けいたしたいと思ひます。何かございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
事務局長 内橋議長 事務局長	<p>ないようですので、次に協議第5号合併の方式について協議第6号合併の期日について、協議第7号新市の名称について、事務局より一括説明をお願ひします。</p> <p>議長。</p> <p>はい、事務局。</p> <p>「合併方式について」提案説明を申し上げます。資料の8ページをお開きいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>合併の方式につきましては、西脇市、黒田庄町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とするというものでございます。</p> <p>根拠につきましては、合併特例法第2条第1項により新設または編入合併と定めており、先進事例として篠山市を初め県内の合併協議会すべてが新設合併で協議を進められております。西脇市</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>と黒田庄町の場合も両市町が対等の立場で議論をしていくことがお互いの地域特性を生かしながら、新市の将来像をつくり上げる上で不可欠であると、この判断から新設合併の方向を選択するものでございます。</p> <p>9ページに、新設合併と編入合併の比較や、先進事例を載せておりますので、参考にしていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、協議第6号合併の期日についての提案説明を申し上げます。資料の11ページをごらんください。</p> <p>提案内容としまして、合併の期日は平成17年3月末までとするというものでございます。その理由の最大のもの、合併特例法が平成17年3月末までの時限立法であることから、適用期限内に合併することを目標とするものです。</p> <p>なお、最近に至ってこの適用期限等について合併特例法改正の動きもありますが、現時点において特例法の期限内合併として提案するものでございます。</p> <p>12ページに、留意事項と先進事例を記載しております。お目通しいたきますようお願い申し上げます。</p> <p>次に、協議第7号「新市の名称について」の提案説明を申し上げます。資料13ページでございます。協議内容として、新市の名称は「西脇市」とするというものでございます。</p> <p>14ページの資料に先進事例を記載しておりますが、新市の名称につきましては、関係市町のいずれかの名称を残したケースもありますし、全く新しい名前を名称に使用したケースもあります。しかし、西脇市と黒田庄の場合、50年という歴史の中でなれ親しんだ西脇市という名前を選択し、また西脇市の名称のあとに黒田庄町の名称も残すということで、これまで研究会等で研究を重ねてまいりました。</p> <p>事務局の提案は以上でございますが、幹事長より協議第5号から7号までの提案事項につきまして補足説明をさせていただきます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
幹事長	<p>す。幹事長、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>座って失礼をいたします。補足説明と申しますよりも、委員の皆様方に深いご理解を賜りたいと、このように思います。申しますことは、5号、6号、7号にしましても、すべてこの協議会の中で、ただいまありましたように報告10号の合併協定項目の非常に重要な基本的事項でございますので、当然よくよく承知をいたしておりますが、協議会の中でご審議をいただく課題でございます。</p> <p>けれども、今日まで1市1町の住民懇談会、また説明会等をそれぞれ開催をして、住民の方々から意見を聴取し、ご理解を得ながら8月12日には合併研究会を設置をいたしました。当然、設置をいたしまして、この11月5日に両市町の議会で議決をもらって、今日を迎えてきたわけでございますが、その中で、いろいろ論議なり協議がなされてまいりました。</p> <p>そのことにつきまして、今局長の方からありましたように、合併の方式については新設合併とする。合併の期日については平成17年の3月末日とする。新市の名称については西脇市とする。ただし黒田庄の町名は残す。こういって、また次回の提案事項になるかと思いますが、新市の庁舎の所在地は西脇市とする。黒田庄については、当分の間、兵庫県等が提示をされております総合事務所的なものを残すといったようなことが議会の中でも論議をされておるところでございます。</p> <p>よりまして、こういった第1回の協議事案になつとるわけでございますが、ご理解していただき、まことに申しわけないと思いますが、この協議会の中で協議いただく事項ということは十分承知しておるわけでございますが、このような形で今日まで進んできたということだけは報告をさせていただいて、今後ご審議をよろしく賜りたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>以上でございます。</p> <p>協議第5号から協議第7号まで説明が終わりました。ご意見等につきましては次回にお願いをいたしたいと思いますが、この資料についてご質問がございましたらお受けしたいと思います。ございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、以上で事前提案事項については終了いたしました。</p> <p>次に5、その他としまして、第2回、第3回の協議会日程について事務局より報告を申し上げます。</p>
事務局長	議長。
内橋議長	はい、事務局。
事務局長	<p>次第のその他のところに、12月と1月の協議会日程を載せております。第2回協議会は12月19日、黒田庄町中央公民館で、第3回協議会は1月20日、西脇市生涯学習まちづくりセンターで、いずれも午後1時30分からでございます。よろしく日程調整をお願いしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
内橋議長	<p>日程について報告がありました。いろいろご都合もありませんようけど、ぜひひとつよろしくをお願いしたいと思います。</p> <p>ご都合はいかがでしょう。よろしいでしょうか。それでは、大変お忙しいことと思いますけれども、どうぞよろしく願い申し上げます。</p> <p>事務局より、ほかにございませんか。</p>
事務局長	はい。
内橋議長	<p>委員の皆さんから何かございましたらお受けしたいと思いますが、ほかにないようでございますので、閉会にさせていただきます。</p> <p>本日は、委員の皆さん方には非常にお忙しい中、ご出席を賜り、また長時間にわたり熱心にご協議賜りまして、本当にありがとう</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ございました。</p> <p>また、傍聴にお越しをいただきました皆さん方にも大変ご苦労さんでございました。</p> <p>今回は、第1回目ということで不行き届きの点もあったかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。次回以降につきましても、皆様のご協力、ご支援、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、これをもちまして第1回の西脇市・黒田庄町合併協議会を閉会いたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>